

## 千葉県盲婦人家庭生活訓練事業運営要領

### 1 目的

この事業は、失明した婦人に対して、婦人として家庭での日常生活上必要とされる諸能力について訓練指導を行うことにより、その感覚又は日常能力の改善を図ると共に、盲婦人の生活文化の向上に資することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は千葉県とする。ただし、事業については、福祉団体等（以下「事業実施者」という。）に委託して行うことができる。

### 3 対象者

この事業の対象者は、視覚障害のため家庭内における日常生活活動に著しい制限を受けている在宅の盲婦人であって、婦人としての日常生活上の訓練を受けることが必要と認められる者とする。

### 4 実施手続

- (1) 事業実施者は、あらかじめ対象者の把握をしておく。
- (2) 事業実施者は、各事業ごとに対象者に参加の呼びかけを行う。
- (3) 事業に参加をしたい者は、本人又は本人の依頼を受けた者が、事業実施者に参加を申し出ること。

### 5 講習内容

家庭生活訓練は、講習会等の方法により、おおむね次に掲げる科目について通常の家庭生活において用を弁じ得る程度を目標として、講習を行うものとする。

- (1) 家事の基本に関すること。(調理、裁縫、洗濯、掃除等)
- (2) 家庭生活に関すること。(生活設計、家族関係、育児等)
- (3) 美容又は身だしなみに関すること。
- (4) 趣味又は教養に関すること。(生花、手芸、お茶等)
- (5) その他盲婦人の家庭生活に必要なもの。

### 6 訓練指導実施上の留意事項

- (1) 訓練指導の実施に際しては、感覚訓練等の基本的なものから実施し、基礎的な動作や知識が習得された後に、順次高度な内容のものに応用していくよう、おおむね3か月程度の期間で訓練、指導の計画を作成して実施することとし、特に安全性の確保に遺漏のないよう留意すること。
- (2) この事業の目的を達成するためには、連続的又は定期的に相当長時間にわたって講習を実施することが必要となるので、本事業の特殊性にかんがみ、講師の選任にあたっては専門的知識が豊富であり、かつ盲婦人教育、社会福祉又は婦人教育に相当な経験と理解を有する者に依頼して行うこと。
- (3) その他事業の実実施計画の策定にあたっては、他の障害者関係団体等の意見を参考として科目の選定を行う等、事業の円滑な実施を図るよう配慮すること。

### 7 実績報告

事業の終了後速やかに、別に定める様式により実績報告書を市へ提出すること。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。